

# 平成27年 第11回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成27年11月11日(水)  
午後1時53分～午後2時53分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
- |          |      |
|----------|------|
| 教育委員長    | 三宅義雅 |
| 委員長職務代理者 | 西育代  |
| 委員       | 田中保和 |
| 委員       | 山崎裕行 |
| 教育長      | 吉原孝  |
4. 出席した職員
- |            |       |
|------------|-------|
| 教育部長       | 尾野晋一  |
| 教育監        | 蛇草真也  |
| 理事兼公民館長    | 酒谷敬三郎 |
| 次長兼教育総務課長  | 中野佳彦  |
| スポーツ推進課長   | 一松孝博  |
| 文化財課参事     | 桑野一幸  |
| 図書館参事      | 岩佐昌史  |
| 学務課長       | 松田成史  |
| 指導課長       | 野間浩一  |
| こども未来部長    | 己波敬子  |
| 次長兼子ども育成課長 | 小林由幸  |
| 事務局教育総務課   | 寺川 欸  |

## 5. 議事案件

議案第43号 柏原市教育委員会委員長人事について

議案第44号 柏原市立幼稚園の通園区域の一部変更について

## 6. 報告事項 他

## 7. 会議録の承認及び会議の要旨

三宅委員長： 只今より、平成27年 第11回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、西育代委員、よろしくお願ひいたします。まず始めに、平成27年 第10回定例教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見やお気づきの点がございましたらお願ひいたします。

委員全員： (意見・異議等なし)

三宅委員長： それでは、平成27年第10回定例教育委員会会議の会議録は承認することといたします。本日の議事に入ります。本日の議事案件は2件ございます。最初に議案第43号 柏原市教育委員会委員長人事について、教育総務課から説明をお願いします。

中野次長： 教育総務課から、議案第43号 柏原市教育委員会委員長人事について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。議案第43号 柏原市教育委員会委員長人事について、でございます。昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の旧第12条第1項の規定に基づいて、委員長の任期は1年となっております。このことから三宅委員長におかれましては、委員長としての任期が11月12日で満了となりますことから、今回委員長の選任をお願いするものであります。また、併せまして、委員長職務代理者の選任につきましても、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

三宅委員長： 只今、教育総務課の方から教育委員会委員長の選任について、ご説明いただきました。

田中委員： 参考にお聞かせいただきたいのですが、新制度におきます新教育長になるのはいつからですか。

中野次長： 平成28年11月15日からです。

委員全員： 三宅先生に、引き続き委員長をお願いします。

三宅委員長： 委員の皆様からのお声でありますので、委員長の職務を引き続き務めさせていただきたいというように思います。職務代理者につきましては、私の方からご指名させていただきたいと思いますが、現在は西委員をお願いしているところではありますが、実際のところ、かなりご無理をお願いいたしまして、務めていただいているところがございます。西委員からも職務代理者としてではなく、1人の教育委員として教育委員会に携わっていきたいとの強い申し出もございました。また、田中委員におかれましても、現職ということもありまして、勤務先での業務もございました。そういう状況も勘案いたしまして、柏原市立学校の現場を熟知していただいている山崎委員に職務代理者の職をお願いしたいと思いますが、山崎委員、いかがですか。

山崎委員： そういうご事情でしたらお引き受けさせていただきます。

三宅委員長： よろしくをお願いします。それでは、私と山崎委員で委員長と委員長職務代理者を務めさせていただきたいと思います。各委員の皆様におかれましても、一層のご協力をお願いします。

中野次長： 申し訳ございませんが、改めてご就任のご挨拶をお願いします。

**【三宅委員長、山崎委員のご挨拶】**

三宅委員長： それでは続きまして、議案第44号 柏原市立幼稚園の通園区域の一部変更について、こども育成課の方から説明をお願いします。

小林次長： こども育成課からご説明申し上げます。議案書の2ページをお開き願います。議案第44号 柏原市立幼稚園の通園区域の一部変更について、でございます。市立幼稚園の通園区域は柏原市立幼稚園規則に基づきまして、教育委員会が別に定めると規定されておりますことから、教育委員会会議でのご審議をお願いするものであります。今回、通園

区域につきましては、先の第10回定例教育委員会会議において、柏原市立幼稚園の運営方針に基づき、堅下北幼稚園の4歳児クラスが休級となりましたことから、現在の堅下北幼稚園の通園区域は堅下北小学校の通学区域のみであります。柏原地区の他の幼稚園も選択できるようにするため、通園区域の一部を変更するものでございます。通園区域の変更案につきましては、次の3ページをご覧ください。なお、施行年月日は平成28年4月1日からとするものでございます。堅下北幼稚園の在園児につきましては、特例としまして、今年度におきましても、適用するものでございます。説明は以上でございます。ご審議、ご決定、よろしくお願いいたします。

三宅委員長： 堅下北幼稚園の4歳児クラスの休級に伴って、通園するための幼稚園が堅下地区では堅下幼稚園と柏原地区の柏原西幼稚園の2園になるということで、通園区域を変更するという内容でございます。何かご質問等はございますか。

田中委員： 3ページのこの表で言いますと、この※印は何を意味するのですか。書いていないのですけれども、柏原東小学校区や高井田の前に書いてあるものです。

小林次長： これは柏原東幼稚園が廃園された時に変更されたところになります。

田中委員： この表には、但し書きを入れておかないとわからないですね。

吉原教育長： 法令・規則みたいなものがあるとしたら、それがどうなっているかによります。※印をつけてあるのであれば、※印の理由が必要ですね。案として議論する場合は説明を受ければいいのですが、一般的に※印をしてあると、特別なものかと思われてしまいます。

田中委員： 新旧対照表ではよいのですけれども、本来の区域表では説明を出しておかないといけないと思うのです。

山崎委員： もう1点言いますと、全てが校区ですが、高井田だけが異なります。

田中委員： そうですね、書いていないですね。

山崎委員： これは高井田分校の関係でその様にしていたと思うのですけれども、分校は堅下南小学校に一本化されたということで言えば、もう高井田は削除してもいいのではありませんか。その方がすっきりとするであろう。

三宅委員長： そうですね。今まで高井田分校が残っていたから、こういう形で書かれているので、旧の方は今までの残っていた分ということでよいのではないですか。ただ新しい方では、高井田の字句は削除してもよいのではないですか。

吉原教育長： そうですね。

三宅委員長： この一覧表は説明される時に、保護者にお渡しされるのですか。

小林次長： 要綱の中での一覧表は、※印がついたままで渡しています。先程、ご質問がありました法令にあるかどうかというその辺りは確信は持っていないのです。

三宅委員長： もし既に渡されているのであれば、やむを得ないのですけれども、これから渡されるのであれば、※印の説明を少し下の方に書いたものを渡された方がいいのかなというようには思います。

小林次長： 要綱の中では※印のことは備考のところには入れております。例えば、高井田については、お住まいの方へということで、堅下幼稚園と国分幼稚園、どちらか選択で

きますとしています。

吉原教育長： 手元に要覧か何かからコピーを取った通園区域の一覧表があるのですが、そこにはこの資料にあるように※印はないのです。堅下南小学校区（高井田は調整区域）になっています。高井田を削除するとともに、※印を敢えてつける必要はないのではないかと。

己波部長： 幼稚園要覧まではわかりかねます。市のHPで現在、教育委員会の担当部の方で載っているのですけれども、そこを見ていると高井田で括弧書きで書いてあります。

田中委員： ※印はないです。

三宅委員長： 今回は堅下北幼稚園の通園区域が変わることですから、柏原東幼稚園に関するところに、※印がついたりしている部分は削除してよいのではないですか。旧の方は※印がついていてもよいのですが、新しい方は削除してよいのではないですか。

吉原教育長： もし※印をつけるのであれば、堅下北小学校に関連するところだけ、今回改正するところだけにするかですね。平成28年4月1日改正分だけです。

蛇草教育監： 少し話をしておりましたのは、いわゆる高井田東地区、あそこは元々国分小学校区で、国分幼稚園に本来行かなければならない。

小林次長： 国分幼稚園のところにも、高井田が入っています。

山崎委員： 高井田として残さないで、堅下南小学校区で入れたらどうですか。

吉原教育長： 通学区域の表も堅下南小学校区（ただし、高井田は調整区域）となっています。

山崎委員： 「高井田」はおかしいですね。

吉原教育長： 高井田区域全部が、調整区域と捉えられてしまいます。

山崎委員： 高井田と入れないで、堅下南小学校区として入れたらいいです。

吉原教育長： そうですね。堅下南小学校区の一部です。

山崎委員： 国分幼稚園にも入っているのですね。

吉原教育長： 細かくは何番何番までは書かずにですね。

田中委員： 議案が次のとおり変更するのですから、新旧対照表ではなくて、通園区域の一覧表が議案になるわけですね。それでは、※印のところは表記をしっかりとっておいてもらわないといけません。

三宅委員長： ご指摘のありましたように、通園区域の一覧表で※印の削除するところは削除していただき、説明するところは説明を加えていただくということで、お願いしたいと思いますがよろしいですか。

委員全員： （意見等なし）

三宅委員長： 議案第44号 柏原市立幼稚園の通園区域の一部変更について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員全員： （異議等なし）

三宅委員長： それでは、議案第44号 柏原市立幼稚園の通園区域につきましては、原案のとおり一部変更することに決定いたします。本日の議事案件は以上です。報告事項がございましたらお願いします。事前に申し出がありますのは、教育総務課と学務課からの3件です。それでは各担当課の方からお願いします。

中野次長 : 【柏原市教育委員会点検評価について報告】

吉原教育長 : 昨年も思ったのですけれども、点検評価の項目が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の教育委員会の事業に基づいて載っていますね。そのため教育に関する法人、要するに私学に関することは本市に該当なしですけれども、これは大阪府もそうですが教育振興基本計画というものを策定していた場合、その計画に基づいて項目立てをして、それがどの様に進捗しているのか、それが次の年度に課題としてどういうものがあるのかをしていくことで、何年後かにその基本計画を見直す際、非常にプラスとなると思うので、できれば次の年度の分からは、今の柏原市教育振興基本計画に沿ったやり方をする、或いは漏れている分があるのであれば、それをフォローするようにした方が市民の皆様に関わりやすいのではないかと思います、いかがですか。

田中委員 : そうですね。

三宅委員長 : 確かに市で作成している教育振興基本計画とこの報告書を照らし合わせた時に、実際にできているかどうかだと思います。これは次年度に向けての課題として、お願いいたします。

田中委員 : そうです、どう評価できるかです。

各委員 : (点検評価の実施方法等についての確認)

三宅委員長 : 何か他にご質問はございますか。

委員全員 : (質問等なし)

三宅委員長 : それでは、次の報告事項をお願いします。

松田課長 : 【柏原市立幼稚園嘱託職員(幼稚園長)選考要綱の制定について報告】  
【柏原市就学援助認定審査協議会委員について報告】

三宅委員長 : 報告事項について、申し出がありましたのは以上です。それ以外に何か報告事項等はございますか。

己波部長 : こども未来部の方から、堅下北幼稚園の現状について、ご報告させていただきたいと思います。現在、堅下北幼稚園に在園している年少組のうち、12名おられますが、1名を除いて11名が堅下北幼稚園に残られる、年長組になられるということでございます。1名の方は現在不明でございます。平成28年度の願書の受付をさせていただいた12名の方につきましては、3名が堅下幼稚園を希望されており、内定を出しています。1名が柏原西幼稚園を希望されておりまして、内定を出しております。残りの8名の方については現在迷われているという状況でございます。続きまして、在園の保護者から車で通園をしたいというご要望がございますので、堅下北幼稚園に在園されている保護者の方全員に、この文書をお配りすることといたしまして、幼稚園の園長会の方で園としての配慮という形で、この様にさせていただきますというのを具体的に書かせていただいたものでございます。これを在園児の皆様にお配りさせていただいております。

三宅委員長 : 平成28年度の新しい通園区域を含めて、例えば柏原西幼稚園の場合も適用されることはないのですか。

己波部長 : 園長会のご決定では堅下北幼稚園と堅下幼稚園に同時に通園すると、これが第1条件になっておりますので。

田中委員 : 限られていますね。

三宅委員長 : それがないと誰でもということになってしまいます。

己波部長 : もう1点言っておられましたのは、園庭開放の日と、預かり保育を利用される場合、車は駄目ですよということにされています。あくまで駐車ではなく、停車という形で、お母さんは車の中に乗ったまま、それが幼稚園の配慮ですということで、言っておられました。

三宅委員長 : いずれにしても、駐車場はないですからね。

己波部長 : 現状の報告はこれまでです。先月、教育委員会会議が終わりました後の、協議会という形で、市立幼稚園の運営方針の運用についての提案ということで提案書を出させておまして、今お手元にございますか。本日ですね、担当部といたしまして、3つの事項に対しまして、それぞれ3案、2案を出しております。今後、これを本日、皆様で、担当部ではこの案でということをご説明させていただきたいと思っておりますので、それを一定ご審議いただきましたら、次回の教育委員会会議に運営方針の運用指針というような形で議案としてあげさせていただきまして、正式にご決定いただいて、市立幼稚園に通っておられる保護者の皆様に配布をしたいというように考えております。1番の「15名未満」を判断する時点、1案、2案、3案というように書いておりますが、こども未来部といたしましては2案の願書受付後、内定通知配布時点これでいければなというように考えております。理由といたしましては、願書の締切を行いましてから、内定通知をお渡しする。その内定通知というのは幼稚園に取りにきていただきます。つまり、願書は出している、そこでもう辞退をしたいという方は、この内定通知を幼稚園に取りに行かなければ、自動的に辞退になりますので、逆に言いますと内定通知を幼稚園まで取りに来られるということは、必ず入園を希望されているというように判断できるのかなというように思っております。もちろん、この後にご家庭の都合で引越しされるとか、そういうやむを得ない事情は仕方がございませんが、もうそこまで言っていますと3月末ギリギリまでというようなことになりますので、この時点で一応判断してあげると、前回ご指摘いただきましたように、願書の受付とか、内定の時期を若干早目にして、私立幼稚園と両方を考えられるような日程を組みたいというように考えております。ただこれには教育委員会規則の改正が必要になってまいりますので、規則の方の改正も併せて、また考えていきたいと思っております。

田中委員 : ただ少し気になるのが、内定通知を取りに来ない人がいて、結局15名を切ってしまったら、内定通知を渡している人もおられるのに、全員の方が駄目になるのですね。

己波部長 : はい。

田中委員 : 誰か一人が来なかったために休級になってしまう。

己波部長 : 内定通知を取りに来られたその人数で判断しますから、内定通知が15枚出たら、はい。

田中委員 : “はい”とはどういうことですか。

三宅委員長 : 内定通知が15枚あっても。

田中・西 両委員： 取りに来なかったら駄目でしょう。

己波部長： 願書が15枚出ていても、内定通知を取りに来られないということはもう入園されない。

田中委員： 入園されないけれども、例えば14名が内定通知を取りに来て、既に渡しているのに、最後の人が取りに来ないという場合はどうなるのですか。

己波部長： 同じ日です。1日で渡します。

田中委員： そうですけども、遅い時間まで来なくて、14名になってしまったと、既に内定通知を貰っている人はどうするのですか。

己波部長： それは一定、ことわりをやはり入れるべきかとは思っているのです。

田中委員： それは少し具合が悪いです。

吉原教育長： 行政行為でね、取消の要件を明確にしておかないと、内定もらっているのに、おかしいということになります。

己波部長： 内定通知書にそれは明記すべきかと思っております。

三宅委員長： 内定通知書よりもっと前の段階で。

己波部長： 願書でいたしますか。

三宅委員長： その方がいいと思います。早目早目に、そういうことは知らせていかないといけないと思います。

己波部長： わかりました。

吉原教育長： 内定行為を出してしまうと、権利が発生してしまう。

田中委員： それを取り消すというのは、問題だと思います。

己波部長： わかりました。そうしたら案1の願書受付時点。

田中委員： 願書の受付終了時点ですね。

吉原教育長： そうですね、受付終了時点。今年は私立幼稚園の方には少しお願いをして、入園できるようになりましたけれども、願書の受付自体を少し早目にしないといけないのかな。

己波部長： そうですね。

三宅委員長： 以前にも、1ヶ月ぐらい、早くした時もあったと思います。

吉原教育長： そうですね、ひと月、半月ぐらいですかね。

己波部長： そうしましたら、今年度の堅下北幼稚園の時に行ないましたように、願書の受付時点での15名というのを判断させていただき指針を作成させていただきます。続きまして、休園決定の時期ですけども、私どもといたしましては15名となることが判明した時点、願書の受付時点、今の意見でいいますと、その学年は休級とし翌年も続けて15名未満であれば休園とすると、これが今までのやり方かなと思っておりますので、

田中委員： そうですね。1案ですね。

吉原教育長： これしかないでしょうね。

己波部長： 読み方がこれしかないかなと思うので。

吉原教育長： 案の2は、全く新しい見解です。

田中委員： そうですね。3年目も15名未満というのは、運営方針とは異なります。

吉原教育長： 3年目も15名未満となると、どうでしたか。

三宅委員長： 運営方針からいけば、3年目は廃園の可能性ということになるわけです。

吉原教育長： 案の2は採用しようがない。

田中委員： これは、2年目は残るということですか。

吉原教育長： そうです。

田中委員： 今年の例はない。

吉原教育長： ないですね。

己波部長： そうしましたら、こちらの方は案の1で行かせていただきます。あと在園児の卒園ですが、案の2で3年目を休級と書いてありますけれども、そこはちょっと、上との整合性がありますので、ここは外していただいて、在園児については、もう卒園まで単年度でも幼稚園を運営するという形で行かせていただきたいと。

委員全員： (そうですね。)

己波部長： ただ、これはちょっと保護者の希望を優先する的に今回のように堅下幼稚園へ転園をしたいという希望の方がおられたら、それはもうそのようにならざるを得ないことを一文ちょっと入れさせていただきたいなと思っています。

委員全員： (はい。)

己波部長： そうしましたら、今ご検討いただきました内容で、再度、指針という文章にいたしまして、来月の教育委員会会議の議案であげさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

山崎委員： 私はとても理解できないのだけれども、3番はよくわかる。しかし1番2番は、例えば小・中学校だったら、義務教育だからクラスがなくなるということについては、学級編成等はまだギリギリまで、また4月に入ってからでも学級が減ってしまったのを、40名を越えましたということで、担当課は必死になって教育長にお願いに行き、学級回復していただく、最後の最後まで学級を維持するために努力をします。幼稚園の場合だから、やはり休級とかクラスがなくなるのですよとか、休園するのですよとかの場合は前もって十分議論しておかないと、確かに小学校や中学校みたいなことはできないのだけれども、我々がこの前から話しているように丁寧にやって下さいと言っていても、今年は、保護者に対してこれで丁寧にしたのかなというのが、いつも頭の中にあります。例えば、己波部長、小・中学校の場合は校区審議会を開いて、学校がなくなるとかという時には、もう数年前から区長さんも入り、PTAの代表という方も入り、色々な代表の方が入った校区審議会でも、この学校をどうのようにするかという話し合いをし、これではもう仕方がない、この学校をなくさないといけないと、統合しないといけないとか、廃校しないといけないとか、こういう話し合いをして、それでもその結論は数年先の話をしているのですよ。この8月、9月に言って、来年4月からもう休級にしますということには絶対なりえない話ですね。幼稚園のことで、これでいいのかというのが常に頭にあります。我々も気をつけないといけません。もう1年目から15名未満になったところ、1年目から、もう気をつけて、どこの段階で保護者に話をしていこうとか、どこでもう判断しようとかとかというのをしていかないと、今回みたいに15名未満の状態を4年も5年も放っておいて、



それでここまで待ったのだから、もういいだろうということで、可能性が有りますというだけの文言でお知らせをしておいて、それで保護者にその可能性が来年なのですよと言われて、保護者もびっくりしてしまったと思うのですね。ここは、やはり丁寧さが欠けただろうなと思っています。

己波部長：今回、これを指針というような形で、教育委員会会議で正式に決めていただいたものですということで、保護者にお配りするというのは、まさに今先生が言われたことを防ぐためなのです。ですから、保護者の方が願書を出した時点で15人なかったら休級になりますよということを、これ来年の保護者に向けて、或いは再来年の保護者に向けて言っていることになりますので、今まさに先生が言われたように、今回4年間ずっとこの様にして、この轍を踏まないために、これを決めていただきたいと担当部としてお願いしているわけです。

山崎委員：私は逆だと思っています。この様に決めてしまうと、ここで話し合いをする間もなく、もう決まっているでしょうという形で、2年経って3年目のところでは、もう休級にしてしまうという、そういうシステムができてしまうだろうと思うのですよね。

三宅委員長：その場合は休級ではなくて、廃園ですね。

己波部長：廃園です。

山崎委員：廃園ですか。

己波部長：ただ、平成21年に決められた運営方針というものがそうになっていますので。

山崎委員：確かに運営方針はあるのだけれど、それには原則としてとか、することができるとあります。確かに、教育長もできるとあります、確定ですよと言われましたけれども、やはり読み方によっては「原則として」や「できる」というのを言えば、今行なっているやり方、一つ一つの事例について教育委員会会議で決めていくと、それは校区審議会がないのだから、校区審議会の代わりを、確かにここにはPTAの代表は入っていないし、区長も入っていないけれども、教育委員会会議がしないといけないだろうという気はするのです。したがって、この様に運用指針を決めて誰が見ても、このとおりにしていくというのは、それでいいのだろうかと考えてしまいます。きちんと2年経って3年目で廃園にしていくというようなもの作ってしまうと、これはやはり地域の事情があるとか、小学校の統合もあるから、もう1年遅らせて4年目にしないといけないのと違うのか、ここはやはり残していかないといけないとか、色々な事情が出てきそうです。私立の幼稚園の問題だとかがあるような気がしているのです。己波部長が言われるような形というのは、確かにすっきりとしてよいのですけれど、悩ましい問題も残しておくというのも必要なのではないかという気もしています。

田中委員：ただ「原則として」と書いてありますから、事情によっては残すということもあるということで、基本的には2年でなくなりますということを周知しておかないと、大丈夫だと思ってしまうところがあるので、また現在、堅下北幼稚園以外は15人未満ではないのですから、3年後になるのです。2年後ではなくて、だから、そういう意味では、今言っておくのは3年前に言っておくと、例えば大阪府立高校の統廃合ですが、3年連続で、志願割れだったら廃校ということは方針で決めています。その中で例えば、今回能勢

高校が地元との関係で1年留保すると、そういうような特例については、議論したらいいのではないかと思います、

山崎委員：なるほどね。

三宅委員長：今まで、堅下北幼稚園の件で3年、4年かけてこういう状態が続いてきたのも、むやみに延ばしてきたということではなくて、その都度、我々で頭を悩ませながらどうしたらいいかということを考えていました。市として、前市長の時には、幼保一元化、或いは認定こども園ということの頭に置きながら、国の施策がはっきりしないという中で、議論をしてきているのです。確かに今、山崎委員が言われるように、カチッと決めてしまう、このルール決めたから、それでいきますよということだけで終わってしまうと、やはり色々な歪みができる可能性はあると思います。だからルールはルールとして、作っておくということも必要だと思いますけれど、その都度、その状況を見ながら判断して決めていくことも必要ではないかとは思っています。

山崎委員：ここで決めるということは、それはそれでいいわけですね。

三宅委員長：はい。

山崎委員：なんだか、とてもわかりにくい話です。

吉原教育長：そうですね。やはり、義務教育と違うところは、義務教育だと1人でも児童・生徒がおれば、1クラスできるのです。それは間違いない。ただ幼児教育審議会で15名と決めたのは何故かと言うと、やはり集団で育むということで、14名がいいのであったら13名でもいいのと違うか、それでは10名でもよいのではないかとなるから、15名というのはギリギリのところでお決めになられたのです。15名をどの時点で判断するということになると、逆に決められる保護者の方としたら、3月ぐらいに引越しがあって、16名になったからと言っても、既に行く幼稚園を決めているということになりますから、どこかの時点で切らないといけないのは仕方がないのと違いますか。それと運用方針の中でも、2年連続休園したら直ちに廃園するのではなく、その後の地域の子供の数の増減等を見た上で判断するようになっていきますから、むしろ我々がこれから、気をつけないといけないのは、15名未満になった初年度の時に、教育委員会会議としては理解した上で、その2年後をどう判断するかというのを、しっかりしていけないといけないと思うのです。

山崎委員：新しく運用方針ができたとしてもここでの話し合いというのは、色々なことも含めてルール通りにいかないこともありうるということですね。

吉原教育長：地域によっては人数が増えそうということであったり、仮に私学の幼稚園が定員を半分にされましたと言うことになれば、その幼稚園は必要であるというのは、今後あり得る話ですから、むしろ1年目になった時にその次の次の年にどうするのかということをしつかりと議論しておかないといけない。

山崎委員：明確にというのは、理解できるのです。とても明確にさせたいと思っておられるのだと思って、私は聞いていました。

己波部長：この指針を決めたからといって、その休級の決定は最終は教育委員会会議で行なっていただきますので、その時にその時の状況とか、この間もちょっと言われましたように、本来、子供の数の推移であるとか、そういうのも全部併せて資料としてお出し

たしますので、最終休級をされるかされないかの決定はここでしていただくというのは変わりません。

山崎委員：教育委員会会議が終わった後でもいいので、今幼稚園の園児数がこの様な状況になっていますというのは、4月時点でも、願書の時点でも、いつの時点でも、いつもお知らせくださいね。

己波部長：はい、わかりました。

山崎委員：そして、我々にいつも注意喚起をしていただかないと、急に話しがでてきたところで、あわてて、そう来年かという話しになってしまうのは厳しいだろうと思います。

三宅委員長：己波部長、よろしいですか。

己波部長：はい、結構です。指針案として議案で来月あげさせていただきます。

三宅委員長：他に報告事項がなければ、閉会といたします。次回の平成27年第12回定例教育委員会会議につきましては、平成27年12月22日、午後4時00分からの予定とします。会議終了にあたりまして、西職務代理者よりご挨拶をお願いします。

西委員：以上をもちまして、平成27年第11回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年11月11日

柏原市教育委員